

## 令和6年度 県立熊本農業高等学校 文化部活動に係る活動方針

- 1 本校の文化系部活動  
部活動  
吹奏楽、パソコン、太鼓、茶道、華道、書道、美術、手芸、写真、英語、農業機械、測量
- その他クラブ活動等  
園芸クラブ、畜産クラブ、生物資源研究クラブ
- 2 目標
  - (1) 生徒が芸術文化活動等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成し、また、芸術教科、理科、社会等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実、活用するなど、自己肯定感や達成感、満足感を得る機会とする。
  - (2) 学級や学年等を越えた交流の中で、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるような活動を実践する。
- 3 活動日、活動時間
  - (1) 活動日
    - ア 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設ける。
    - イ 定期試験の1週間前と試験期間中は活動を中止とする。ただし、定期考査当該週及び翌週末までに試合が行われる部については、部活動許可願を提出し、原則実活動1時間程度の活動のみ許可する。
    - ウ 学校閉庁日は、活動を行わない。
  - (2) 活動時間
    - ア 平日は長くとも2時間程度、休業日は実活動3時間程度(学期中の週末も含む)とする。
    - イ 完全下校時間を厳守する。
  - (3) 完全下校時間
 

平日	夏期（4月～10月）	19：30	冬期（11月～3月）	19：00
休業日及び長期休業期間	活動後速やかに帰宅			
  - (4) 共通の休養日
    - ア 定期試験の1週間前と試験期間中
    - イ 夏季学校閉庁日  
8月11日（水）～ 14日（土） 4日間
  - (5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた活動日・活動時間 【該当部活動】：吹奏楽部
    - ア 許可条件
      - ①各部の年間指導計画に基づき、あらかじめ定めた期間。
      - ②コンクール・作品製作等にむけて、技術向上等、継続的な活動が必要な場合、上記（1）及び（2）の基準内での活動が難しいと部顧問会にて認められた部。
    - イ 休養日  
大会・コンクール・作品製作等にむけて、技術向上等、継続的な活動が必要な場合、休養日を週当たり1日以上とする。ただし、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮する。

ウ 活動時間  
大会・コンクール・作品製作等にむけて、技術向上等、継続的な活動が必要な場合、3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。その場合も、完全下校時刻を超えての活動は認めない。週当たりの活動時間は16時間未満を目安とする。

エ 留意点  
生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があることや、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、年間指導計画に基づく強化期及び休養期等を明確に定めた計画的な活動と、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮すること。

オ その他  
大会スケジュール等により、活動時間の延長や早朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、年間指導計画及び月の活動計画上で明記し事前に校長の承認を得ること。

4 大会、合宿等  
大会や合宿等の実施にあたっては、文化部顧問が、毎月の活動計画書にて報告し、校長の承認を得る。また、大会や合宿等の追加・訂正等があった場合には1週間前までを原則とし、月活動計画の追加・訂正を行い校長の承認を得ること。

5 各種大会や地域の行事、催し等への参加  
ア 各種大会や地域の行事、催し等参加への報告  
各種大会や地域の行事、催し等への参加は、高文連主催・共催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会・行事の参加については、年間活動計画及び月活動計画にて明記する。なお、いずれの場合も文化部顧問は、1週間前までに大会要項を添えて参加伺いを立て、校長の承認を得ること。

イ 各種大会や地域の行事、催し等への参加上限  
各文化部が1年間に参加する高等学校文化連盟主催・共催以外の大会数の上限は10回とする。

6 その他  
(1) 文化部活動顧問会議  
ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。  
イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について  
ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。  
イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他  
ア 文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。

イ 保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

ウ 活動計画及び報告について  
年間の活動計画を4月末までに所定の様式にて作成し校長の承認を受けること。また、月の活動報告については学期末1週間後までに所定の様式にて報告をすること。